

令和 7 年 4 月 1 日から

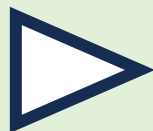
ごみ処理手数料 を 改定 します

はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場へ可燃ごみ又は不燃ごみを直接持ち込まれた方から徴収しているごみ処理手数料を引き上げる
ことになりました。

令和 7 年 3 月 31 日まで

10 キログラムごとに

220 円



令和 7 年 4 月 1 日から

10 キログラムごとに

290 円

※ 10キログラム未満の端数は四捨五入

※ 1回の搬入量が 10 キログラムに満たない場合は、一律 220 円(改定前)、290 円(改定後)

目的

ごみを処理するための経費と現状の手数料額に乖離が生じているため、経費に見合った適正な手数料額に見直すことを目的としています。

お願い

地域のごみ収集場所へ排出することが原則です

引っ越しや片付けなどで大量のごみが発生した場合などを除き、家庭から出たごみは、原則、地域のごみ収集場所へお出してください(事業系ごみを除く)。

ごみの減量・資源化と適正分別を

ごみの処理には多くの経費が掛かります。また、生活環境をより良いものにしていくためにも引き続き、ご協力をお願いします。